



チカラシバ

中山会計事務所
税と経営

編集 発行人
税 理 士
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

10月

(神無月) OCTOBER

14日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

ワンポイント 社会保険の加入要件拡大

この10月1日から、パート・アルバイトの社会保険の加入要件が拡大されます。被保険者数が51人以上の企業等(特定適用事業所)において、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上といった要件を満たすパート等が、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

中小企業向け 賃上げ促進税制 令和6年度 税制改正のポイント

現在、あらゆる商品やサービス料金の値上げが続き、国民生活を圧迫しています。この物価高による負担を軽減するには、賃上げの実現が不可欠です。

今回は、令和6年度税制改正（以下「6年度改正」といいます。）で見直された「賃上げ促進税制」に係る改正事項のうち、特に対象者数が多い中小企業向けの措置に係る見直し事項をみていきます。

1 賃上げ促進税制とは？

青色申告書を提出している中小企業等が一定の要件を満たした上で、前年度より従業員等に対する給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税額等から税額控除できる制度が賃上げ促進税制です。

賃上げを促すための特例税制は平成25年度税制改正により創設され、以後、改正と延長が繰り返されてきました。

創設からこれまでの、賃上げに関する税制の適用状況を示したのが「表1」です。平成25年度の全体の適用件数は1万件余り、適用金額は420億円でしたが、令和4年度では適用件数が21万5千件、適用金額が5100億円余りに増加しています。昨今の高い賃上げ率を受け、適用件数・適用金額とも大幅に増加していることが判ります。

2 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制は、対象法人の資本金の額と従業員数により、異なる要件が付されています。6年度改正前は、資本金1億円以下の法人を「中小企業」とし、資本金1億円を超える法人を「大企業」として適用要件

表1 賃上げに関する税制の適用状況

	平成25年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
適用件数	10,874件	129,831件	99,355件	138,063件	215,104件
適用金額	420億円	2,289億円	1,650億円	2,430億円	5,134億円

財務省資料より

を定めていましたが、6年度改正では資本金1億円を超える法人のうち、従業員数2千人を超える法人を「大企業」と分類して、それを「中堅企業」と分類して、適用要件を細分化しました。これを示したのが「図」です。賃上げのけん引役である大企業には、更に高い賃上げ実現を目指すインセンティブを与え、また地域の良質な雇用を支える中

表2 中小企業向け賃上げ促進税制 令和6年度税制改正の概要

	全雇用者給与総額対前年度比率	特別税額控除割合	教育訓練費【要件緩和】	女性活躍・子育て支援【新設】	合計控除率(最大)	適用期間
6年度改正前	+1.5%	15%	【教育訓練費増加割合+10%】+10%	/	25%	2年間
	+2.5%	30%			40%	
6年度改正後	+1.5%	15%	【教育訓練費増加割合+5%】+10% ^(注)	+5%	30%	3年間
	+2.5%	30%			45%	

(注) 教育訓練費の総額が当期の給与総額の0.05%以上であることが必要

国税庁資料より

堅企業にも、より賃上げしやすい環境を整備したのです。

3 中小企業向けの賃上げ促進税制の見直し

【図】の「中小企業」に分類される企業は約284万社で、全法人数の99%を占めています。中小企業は様々な理由から赤字であることが多く、全体の6割から7割程度が赤字法人といわれています。

これら赤字決算の法人でもより積極的に賃上げに取り組めるよう、6年度改正では、中小企業向けの従来の適用要件を緩和、または新たな適用要件を設けるなどして合計控除率を拡大するとともに、その適用期限を3年延長しました。【表2】

6年度改正前と比較して、改正後の賃上げ率の要件及び基本控除率には変更がないものの、教育訓練費の増加割合の要件が「+10%」から「+5%」に緩和され、また、「女性活躍・子育て支援」に関連する特別税額控除割合（5%）を新設したことにより、結果として合計控除率は最大で45%となります。

なお、女性活躍・子育て支援に係る控除率加算の適用には、子育てサポート企業として認定を受ける「くるみん」、または女性活躍推進企業として認定を受ける「えるぼし」二段階目以上の認定を受ける必要があります。

更に、要件を満たさず賃上げを実施した年度に控除しきれなかった残額がある場合には、その残額を5年間繰越控除できる制度が設けられました。

以上の措置は、繰越控除額の適用も含め、当期の税額の20%が控除の上限とされています。

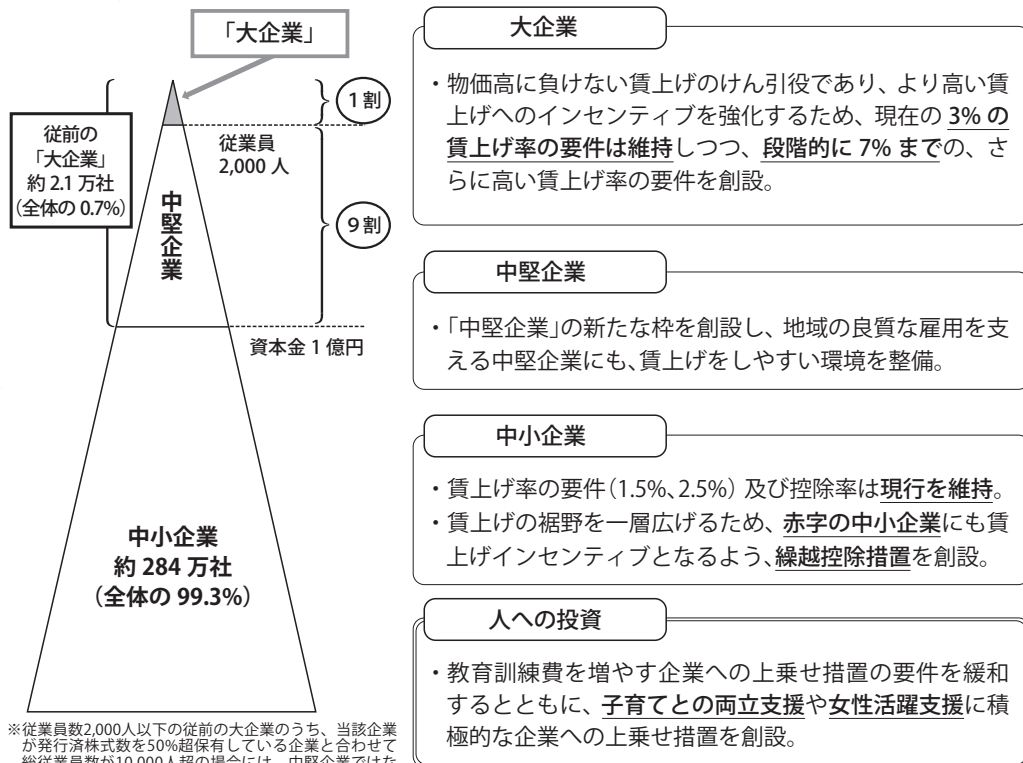
4 まとめ

物価上昇を上回る賃上げの実現は我が国の最優先課題の一つです。税額控除や繰越控除など本制度を効果的に活用して、自社の賃上げや人材育成、女性活躍推進につなげていくことが肝要です。

【参考資料】
国税庁
「中小企業者等における賃上げ促進税制」



図 賃上げ促進税制



※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

財務省資料より

税金クイズ

ドイツを中心に世界の多くの国で犬税が導入されていますが、日本でも昭和50年代まで、市町村税の一つに犬税がありました。

中でも京都府と群馬県では、さらに特定の犬種を指定して異なる税率を決めていましたが、この特定の犬種とは次のどれでしょうか。

- ①柴犬 ②スピッツ ③狽(ちん)

【解説】

もともとこの犬税は、明治時代から府県税として存在しており、府県ごとに課税方法が異なっていました。大正13年に大蔵省主税局がまとめた史料によると、多くの府県では犬1頭につき一律いくら、といった形で課税をしていましたが、飼育地域や飼育目的によって課税の可否と税率を決め

ている府県もありました。さらには、京都府と群馬県では「狽犬、狽」と「其の他」とで税率に差を付けており、前者の税率の方が高く設定されていました。

また、東京、大阪、神奈川、京都、兵庫など大都市を抱える府県では、郡部か都市部かといった飼育場所で差が設けられました。宮城県や秋田県、滋賀県、徳島県などは「狽犬」とそれ以外、といった飼育目的で区分されていました。「狽犬」のほかに「闘犬」(高知県)や「愛玩犬」(岩手県)などの飼育目的を掲示した県もありましたが、犬種を指定されたのはこの狽だけです。

狽は、日本原産の小型の愛玩犬で、近世から上流階級や花柳界などで盛んに飼育されていました。「愛玩犬」を課税標準に掲げる県もありましたが、わざわざ狽と指定しているところに、狽が愛玩犬の代表として認識されていたことがうかがわれます。

正解は、③狽(ちん)でした。

(出典：税務大学校税務情報センター)

KEY WORD アパートを建築する際の 旧家屋の取壊費用

これから不動産経営を始める人が、古家付きの土地を取得し、その古家を取り壊してアパートを建築する場合、この古家の取壊費用は、建築する「アパートの取得価額」に算入できるとも考えられますが、実際はどのように取り扱うのでしょうか？

正解は「土地の取得価額」に算入します。これは、建物の存する土地をその建物と共に取得した場合、その取得後おおむね1年以内にその建物の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかなきときは、その建物の取得代金及び取壊費用の合計額は、その土地の取得価額に算入するという規定になっているからです。

なお、既に不動産経営を行っている人が、旧アパートを取り壊して、新アパートを建築する場合の旧アパートの取壊費用は、不動産所得の必要経費となります。

消費税 個人事業者が 書画・骨董を売却

個人事業者が、資金繰りのために、先代から相続した書画・骨董を売却したとします。消費税の課税対象となる資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け及び役務の提供を含むものとされています。したがって、機械などの事業用固定資産の売却は、消費税の課

税対象となります。

しかし、この場合の書画・骨董は事業には関係なく、個人で所有していた、いわば家事用資産ですから、たとえ、その売却の目的が事業資金の調達であっても、その売却自体は、その性質上事業に付随して行われる行為とは認められませんので、消費税の課税対象にはなりません。なお、法人の場合は、すべての取引が事業として行ったものとなりますので、ご注意ください。